

均等割額の5割軽減と2割軽減の対象となる方の所得の範囲が拡大されます

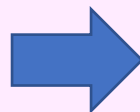
均等割額が軽減される方

世帯主および世帯の被保険者全員の前年の総所得金額等^(注1)の合計額が次の計算式を超えない方

5割軽減

令和4年度

43万円
+ 28.5万円 × 世帯の被保険者数
+ 10万円 × (年金・給与所得者の数^(注2) - 1)



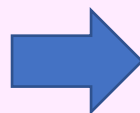
令和5年度

43万円
+ **29万円** × 世帯の被保険者数
+ 10万円 × (年金・給与所得者の数^(注2) - 1)

2割軽減

令和4年度

43万円
+ 52万円 × 世帯の被保険者数
+ 10万円 × (年金・給与所得者の数^(注2) - 1)



令和5年度

43万円
+ **53.5万円** × 世帯の被保険者数
+ 10万円 × (年金・給与所得者の数^(注2) - 1)

注1 ・65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で15万円を控除します。
・事業所得等の専従者控除および譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません。

注2 年金・給与所得者の数とは、次の(1)または(2)に該当する世帯主および世帯の被保険者の人数です。
(1) 公的年金等収入が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方
(2) 給与収入が55万円を超える方